

クリーニング所 構造等基準

全施設共通事項

項目	基準	根拠
換気・採光・照明	十分にすることができる設備	条 2-1-1
障壁	食品営業・衣料品販売施設等とは壁・板等で区画	条 2-1-6(指導)
洗濯物の区画	洗濯前や仕上前、仕上後と明確に区分できる戸棚、容器を用意	法 3-3-2

洗場を有する施設

床	浸透しない材料で適当なこう配と排水口を設置	法 3-3-4
洗濯設備	業務用の洗濯機と脱水機をそれぞれ 1 台以上設置 ただし、脱水機の効用をも有する洗濯機を備える場合は、脱水機は備えなくてもよい。	法 3-2

消毒を要する洗濯物（※規則第一条）を扱う施設

消毒方法	洗濯の前に消毒すること、消毒設備を設けること	法 3-3-5
保管容器	消毒前の専用容器を備えること	条 2-1-5

テトラクロロエチレンを使用する施設

貯蔵場所	床が浸透しない材料で直射日光と雨水が防止できる構造	条 2-1-7
貯蔵容器	密閉でき、溶剤に耐えられる材質	
排液処理装置	処理方法：活性炭・曝気・その他・適正な処理の委託	
溶剤蒸気回収装置	処理方法：活性炭・その他	
蒸留残さ物の保管場所	床が不浸透性材で直射日光と雨水が防止できる構造	
蒸留残さ物の保管容器	密閉でき、溶剤に耐えられる材質	

※クリーニング業法施行規則第一条

- 一 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- 二 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- 三 おむつ、パンツその他これらに類するもの
- 四 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- 五 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

根拠法令等

大田区クリーニング業法施行条例（条）

クリーニング業法（法）